令和８年度　第１回静岡県介護施設ＳＡＦＥ協議会

令和８年９月 25 日(金)　13：30～15：30
静岡地方合同庁舎４階

次　第

１　あいさつ

静岡労働局労働基準部長
13：30～13：35

２　労働行政の現況
（労働災害発生状況、労働局の取組等）

静岡労働局労働基準部　健康安全課長
13：35～13：45

３　各行政での取り組み（各 10 分程度）
（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）
＋（介護人材確保政策について）

①静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
②浜松市健康福祉部介護保険課
13：45～14：05

４　各事業場における事例発表（２団体、各 15 分程度）
（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）

①社会福祉法人聖隷福祉事業団
②社会福祉法人静和会
14：05～14：35

５　質疑応答

14：35～15：00

（６　関連事業場による取組紹介等）

①大塚製薬株式会社
②静岡県理学療法士会
③静岡労働局職業安定部職業安定課
15：00～15：20

７　事務局からのお知らせ
・第２回協議会の開催予定について

15：20～15：30

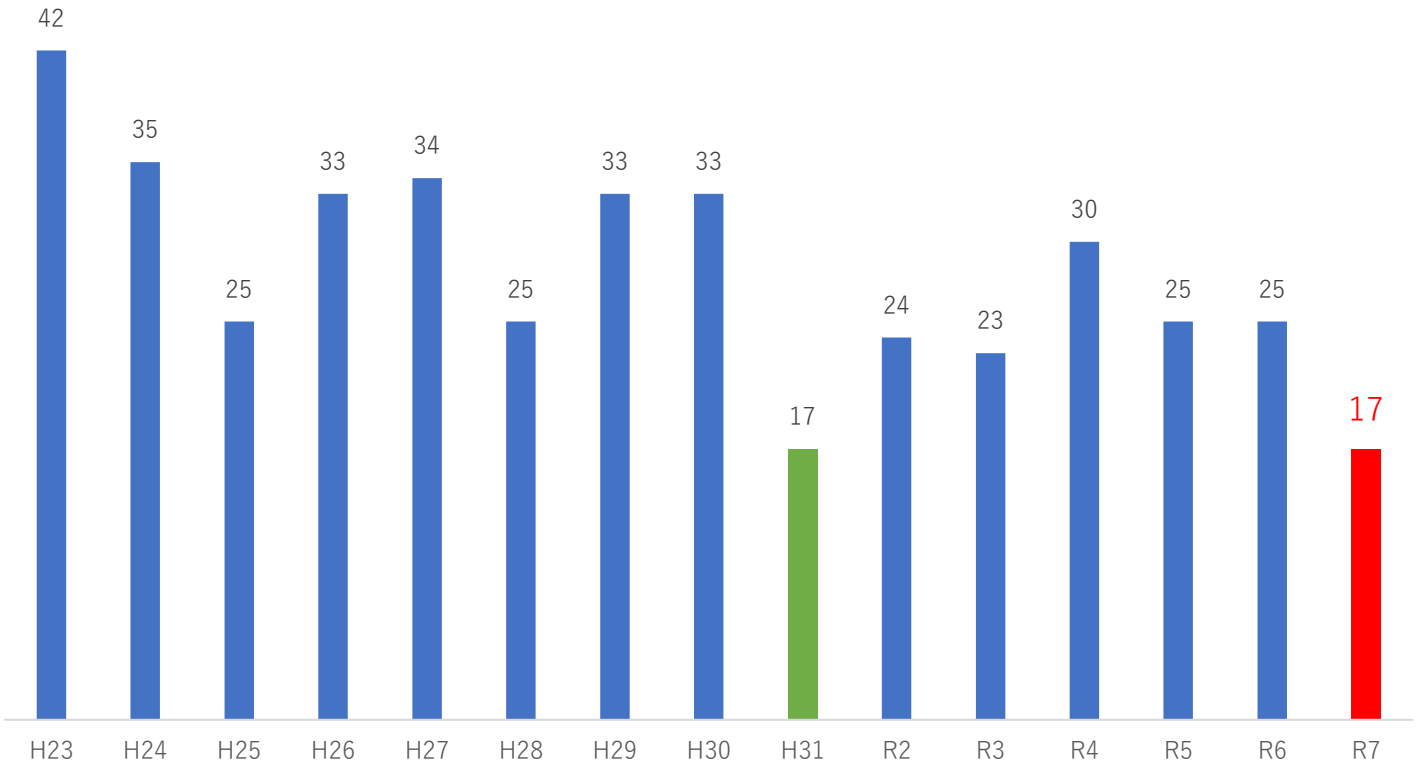


令和８年度第１回
静岡県介護施設ＳＡＦＥ協議会

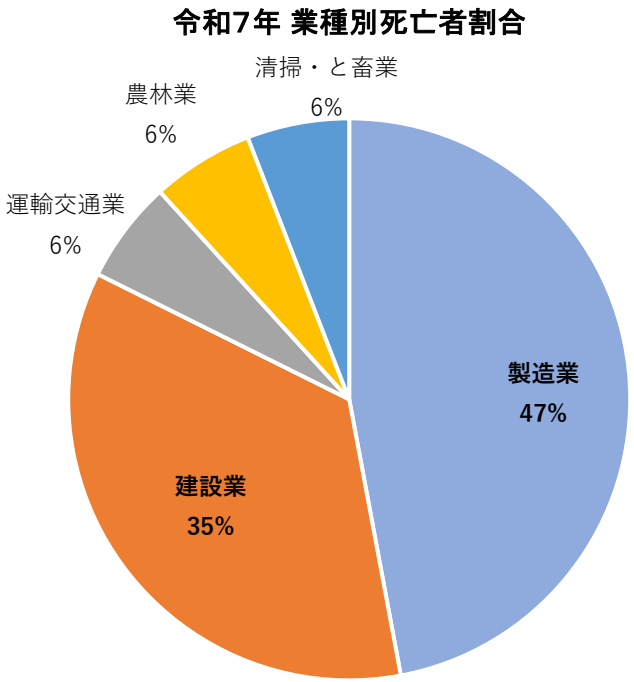
１　県内の労働災害発生状況

静岡県内の死亡労働災害の推移（平成23年～令和７年）

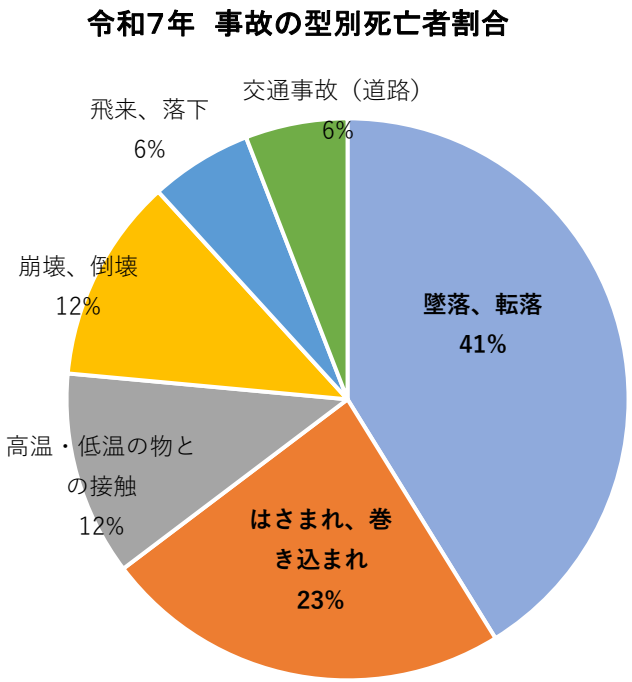
令和７年　死亡者数　計１７人



令和7年　業種別死亡者割合

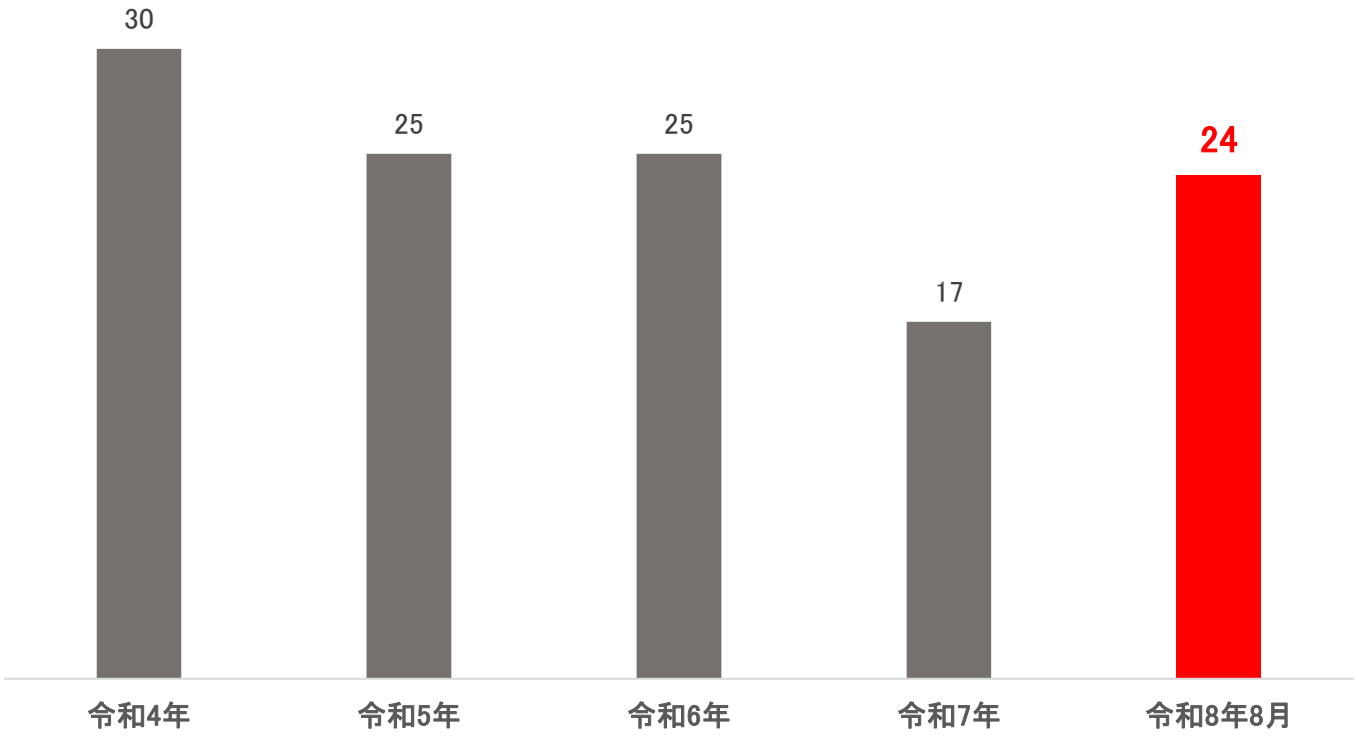


令和7年　事故の型別死亡者割合

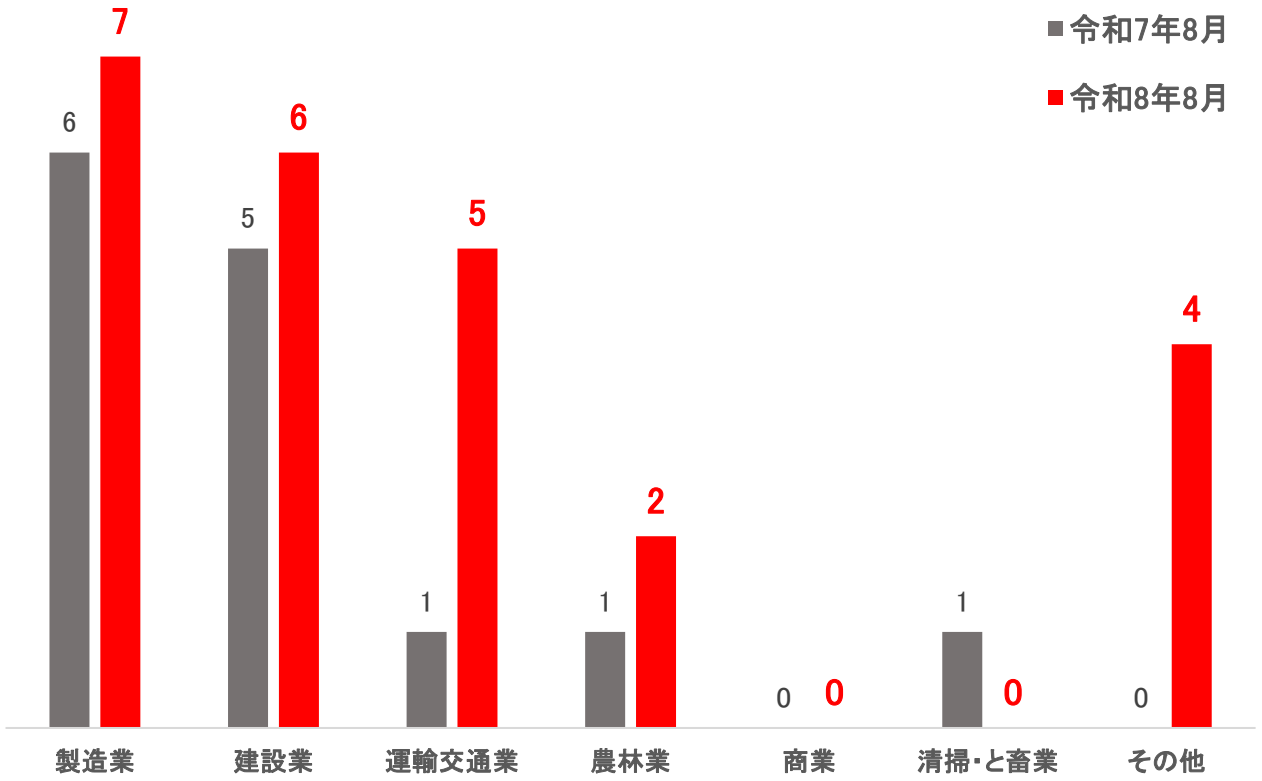


静岡県内の死亡労働災害の推移（令和８年８月末現在）

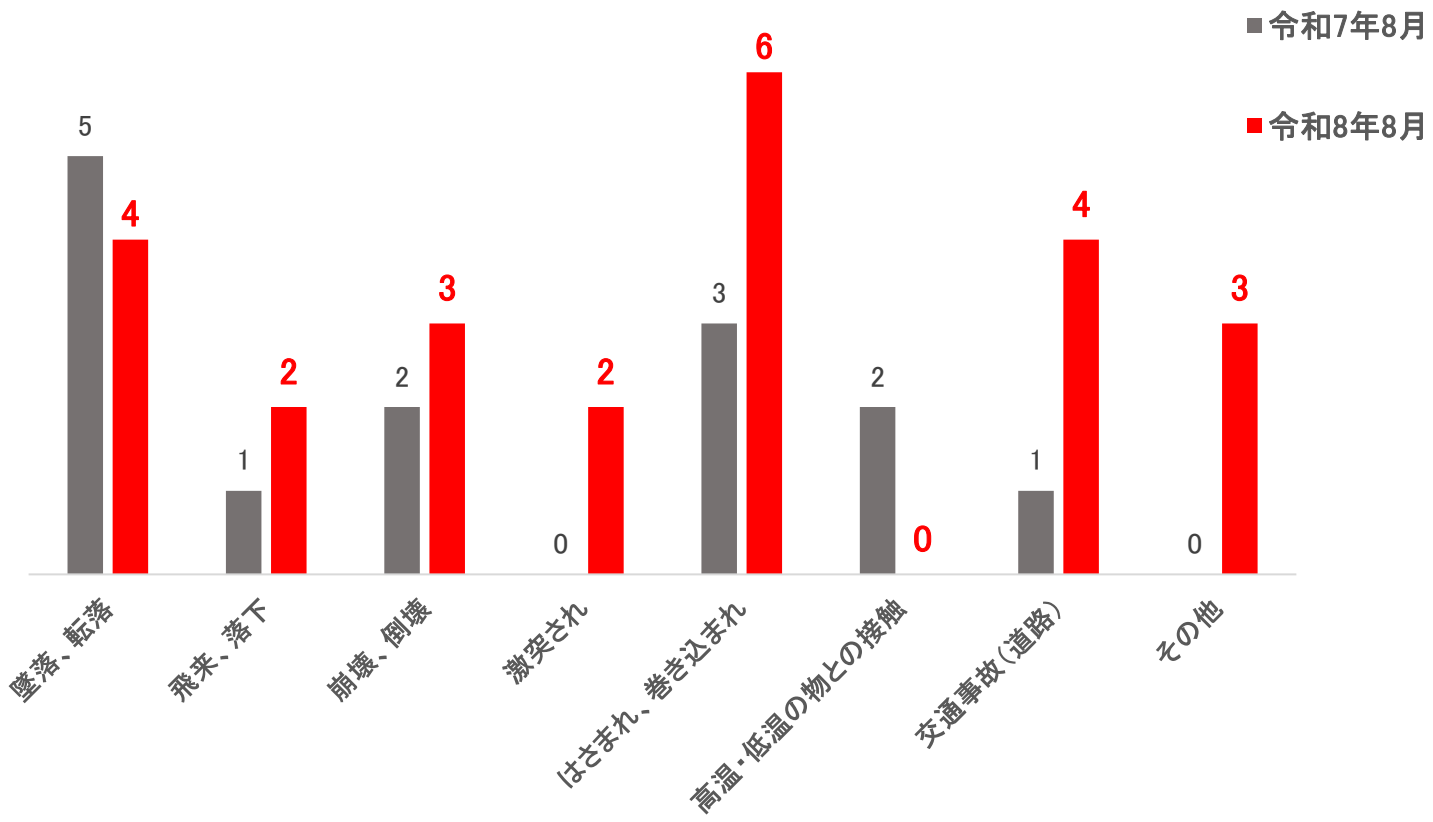
令和８年９月９日時点：暫定値　死亡災害　計２４人



業種別死亡者数（各年８月末現在）

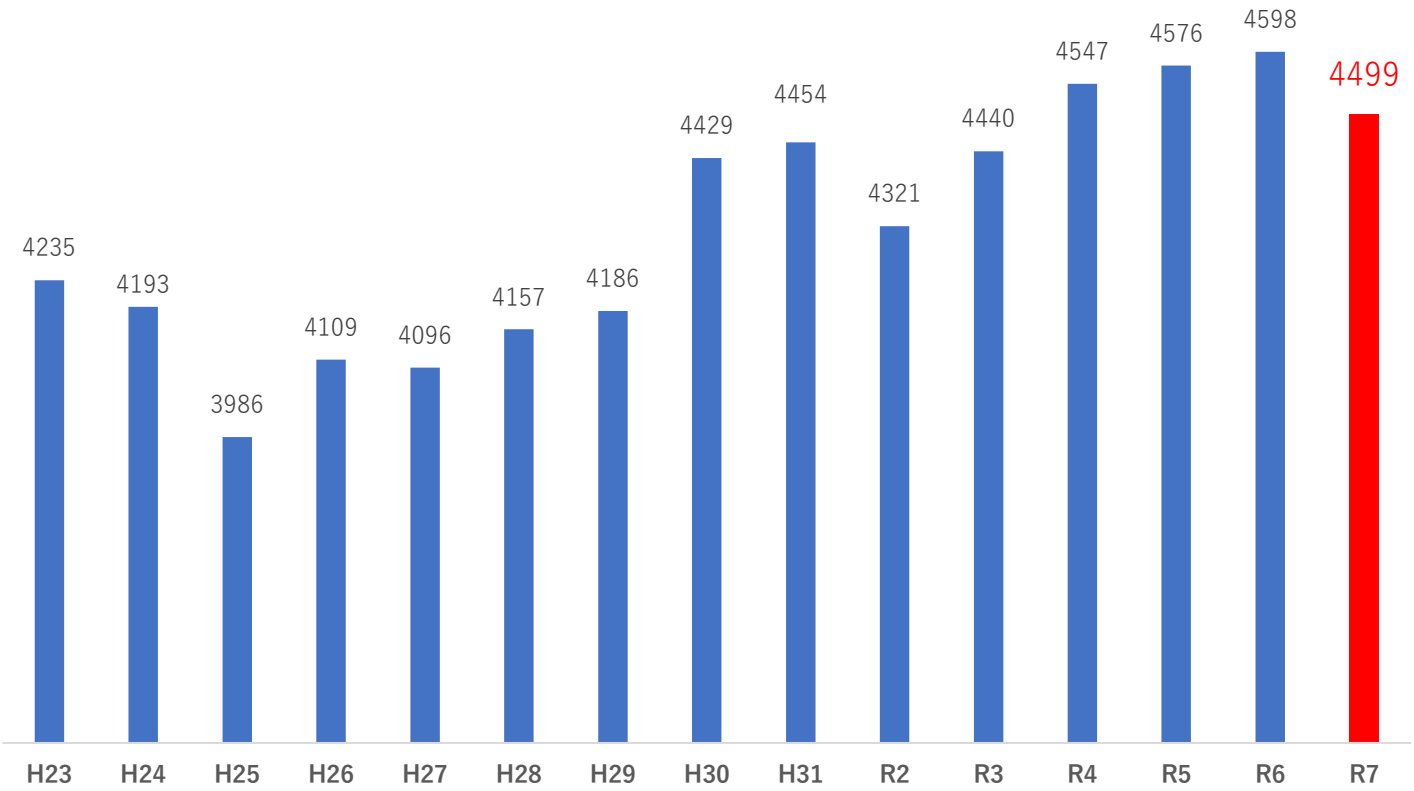


事故の型別死亡者数（各年８月末現在）



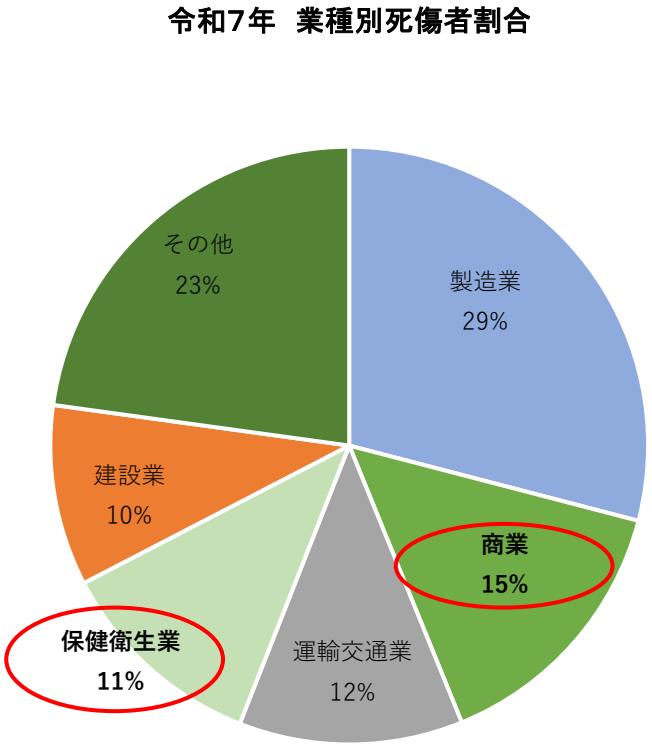
静岡県内の死傷災害の推移（平成23年～令和７年）

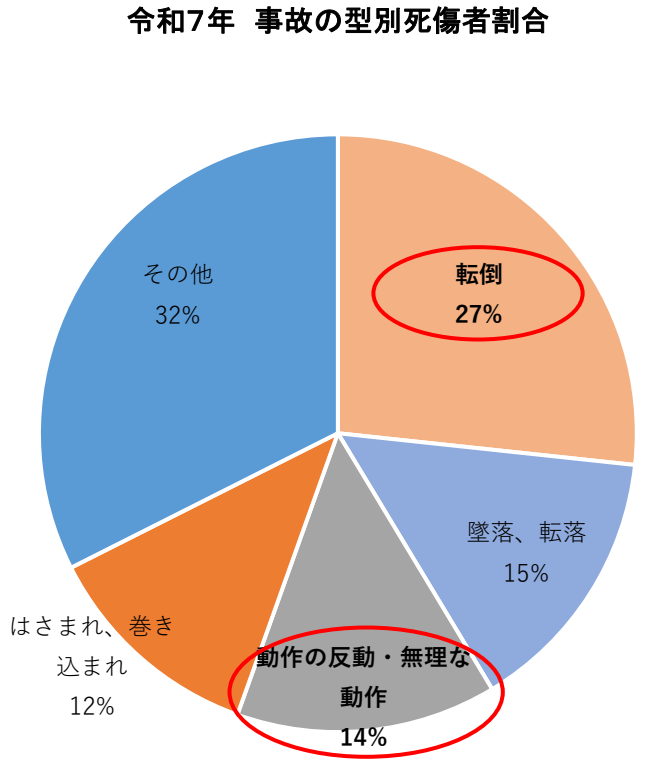
令和７年　死傷者数　計４４９９人



令和7年　業種別死傷者割合

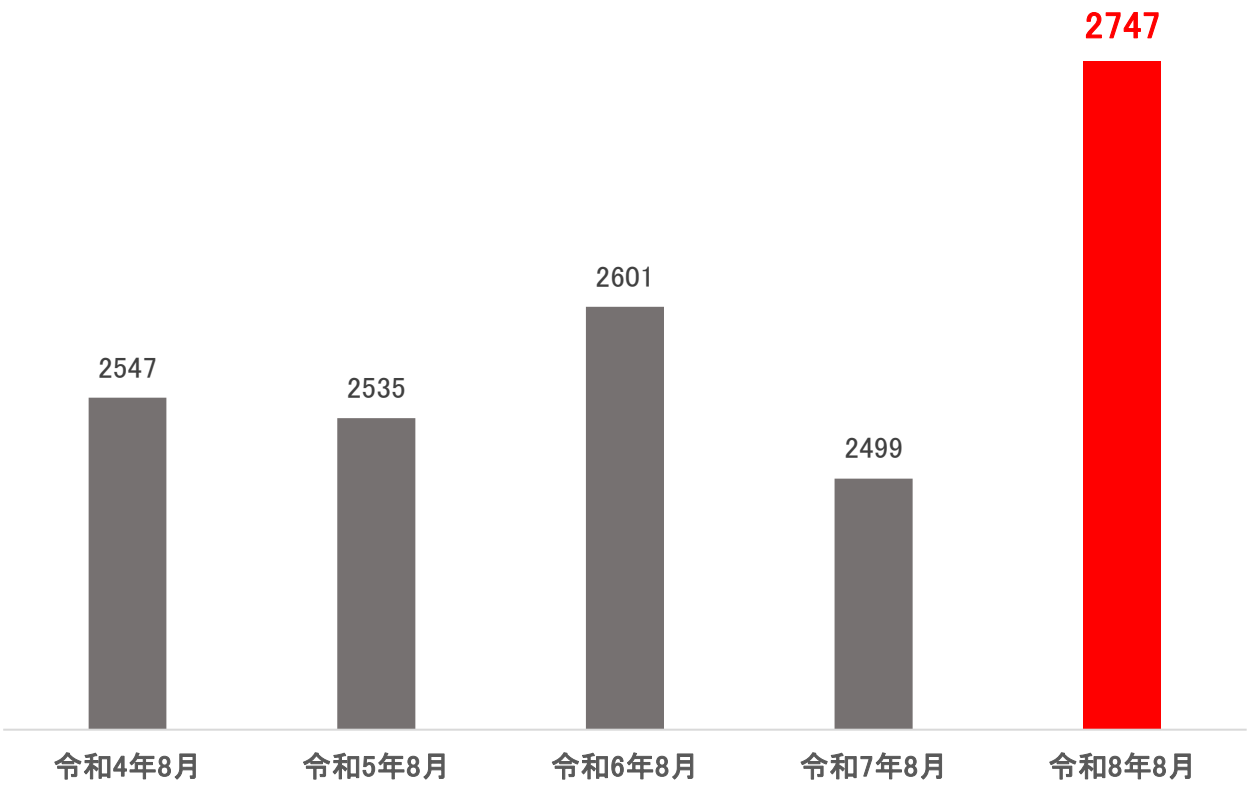
令和7年　事故の型別死傷者割合



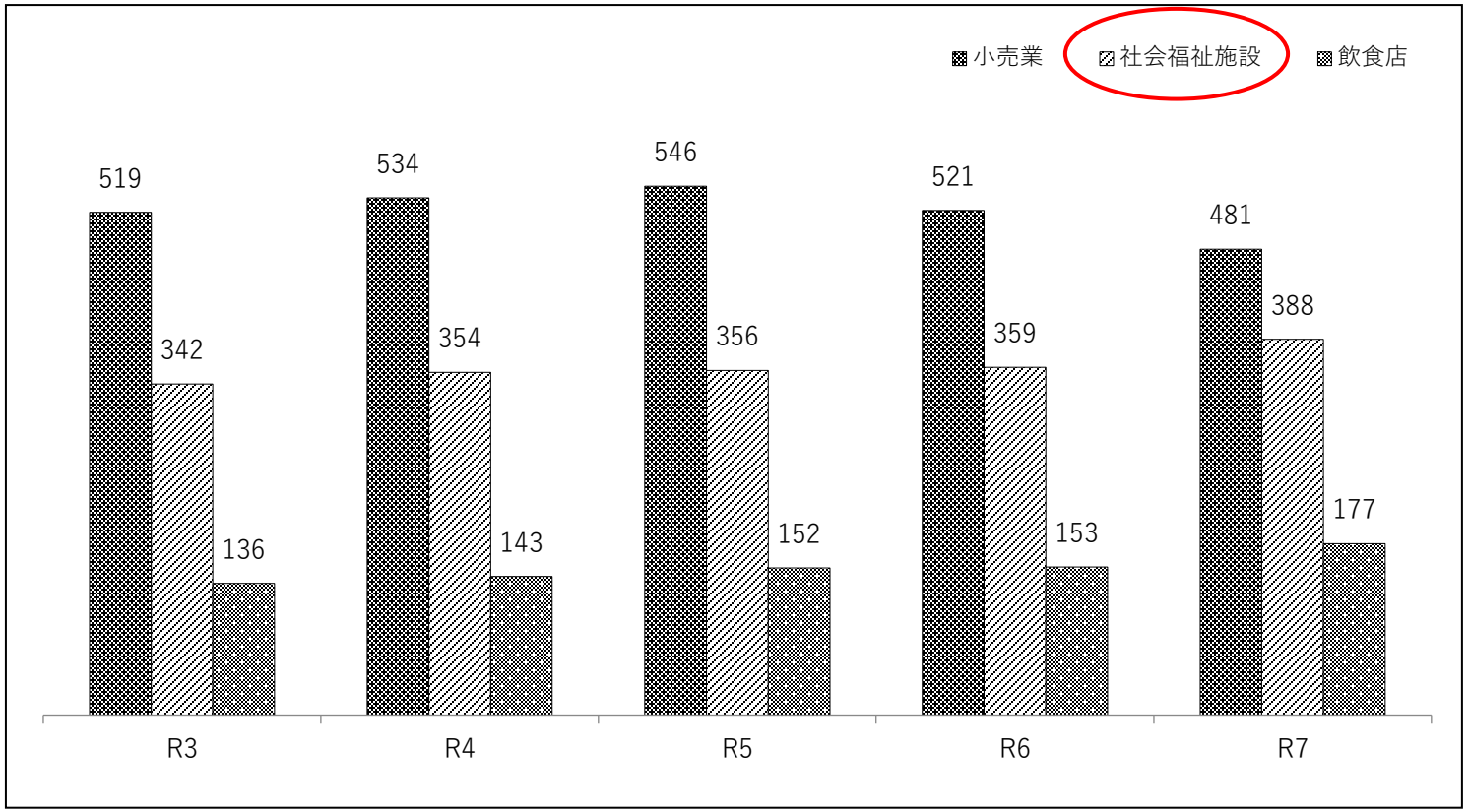


死傷災害（休業４日以上）（各年８月末現在）

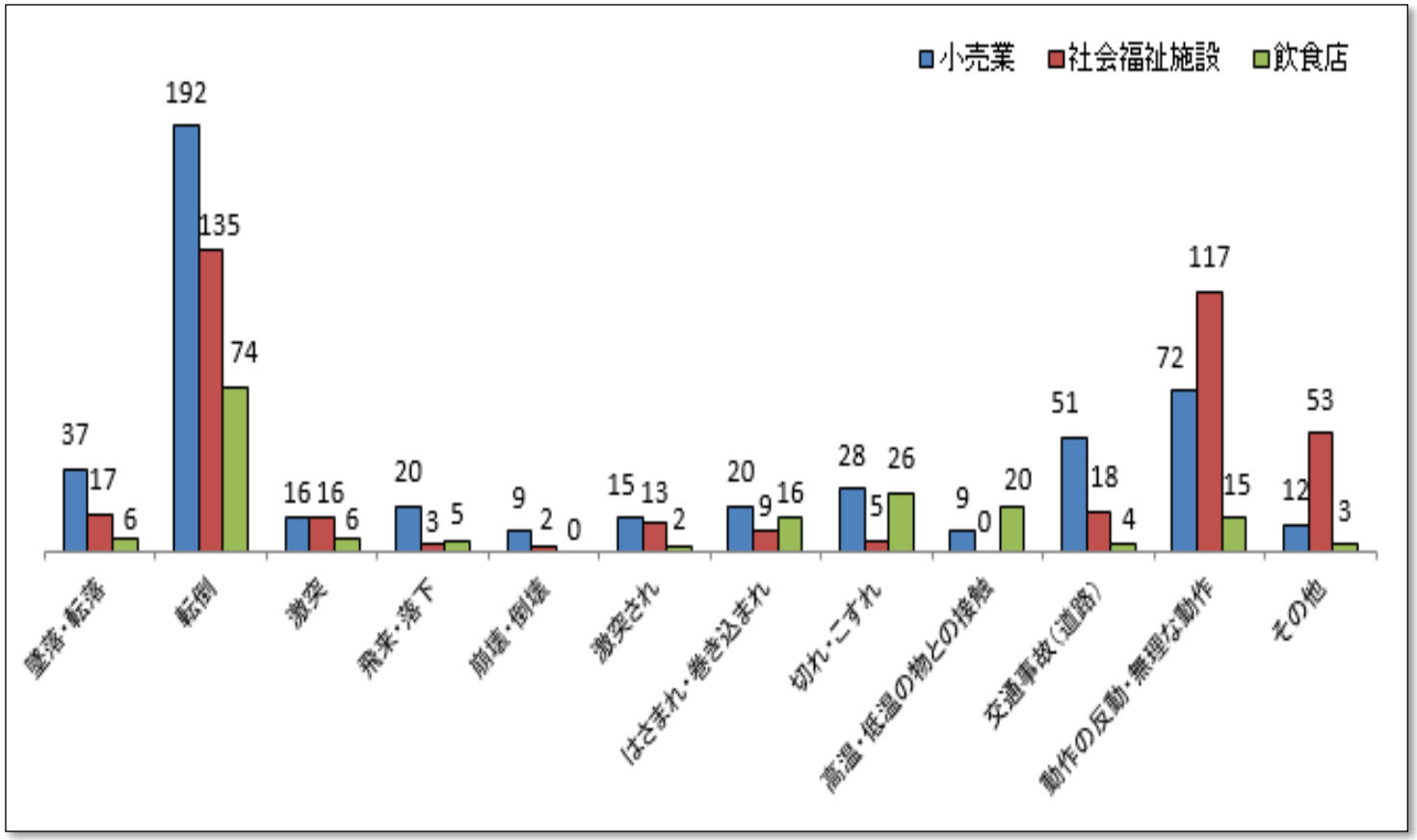
令和７年８月末と比べ２４８人増加



第三次産業（小売業・社会福祉施設）の死傷災害の現状



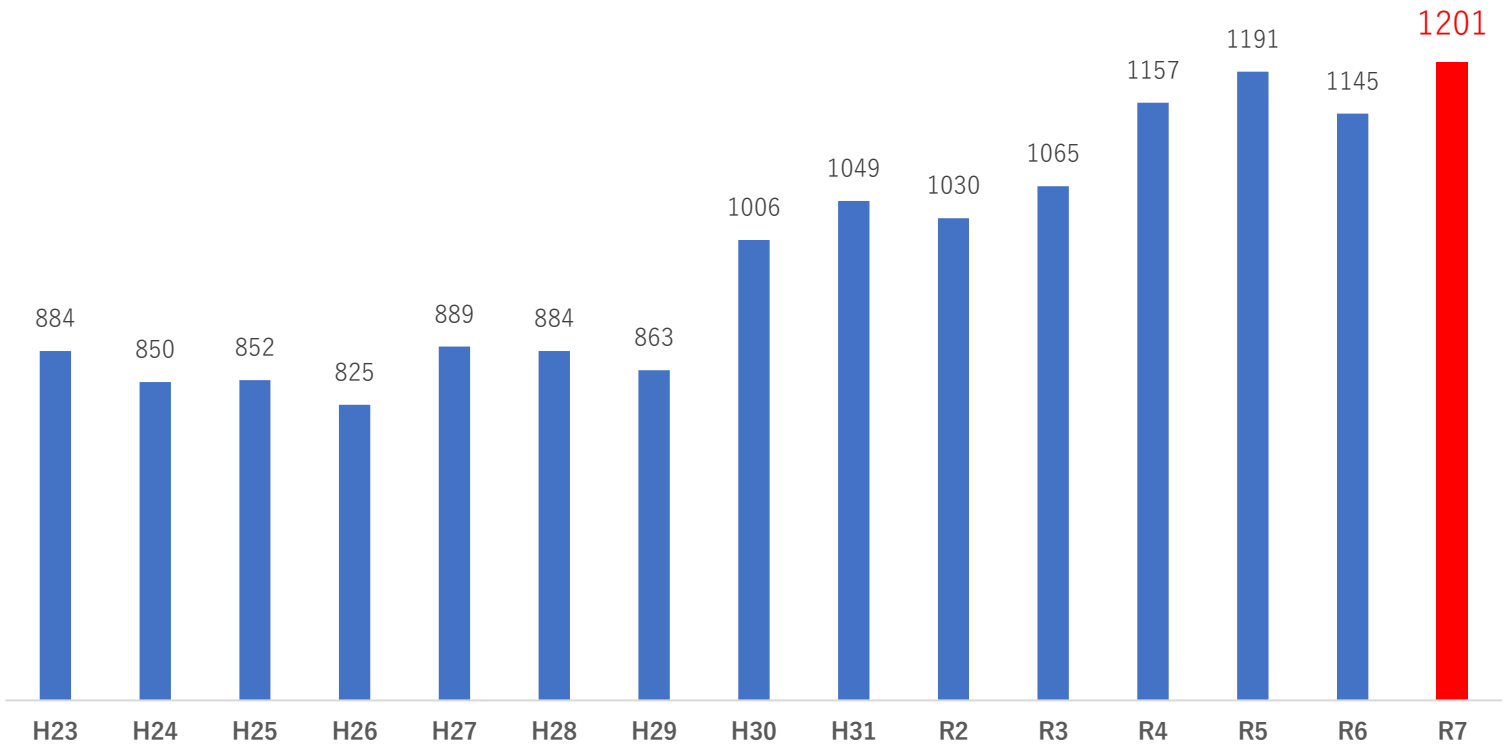
第三次産業（小売業・社会福祉施設）の死傷災害の現状(令和7年)



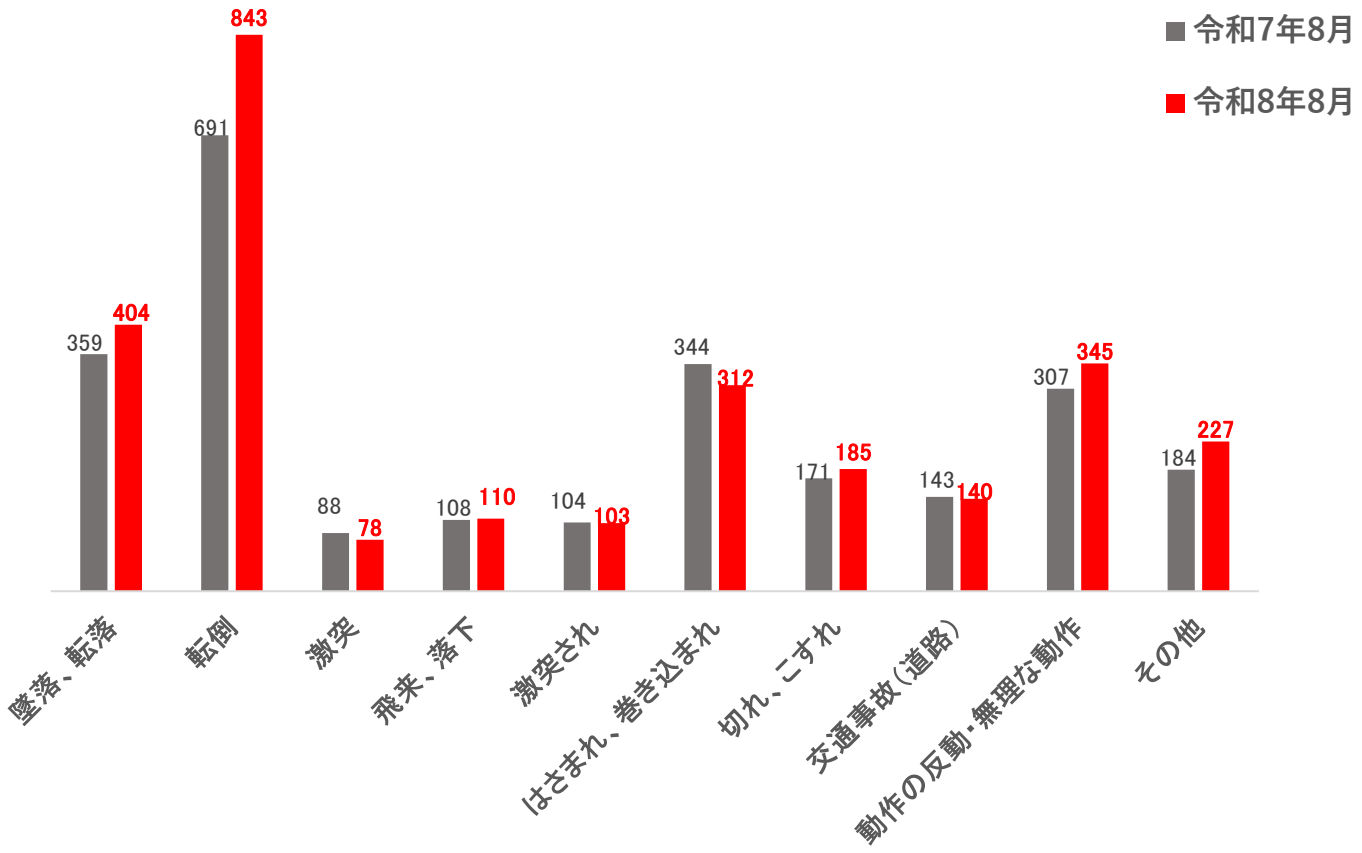
２　転倒災害防止

転倒災害の推移（平成23年～令和７年）

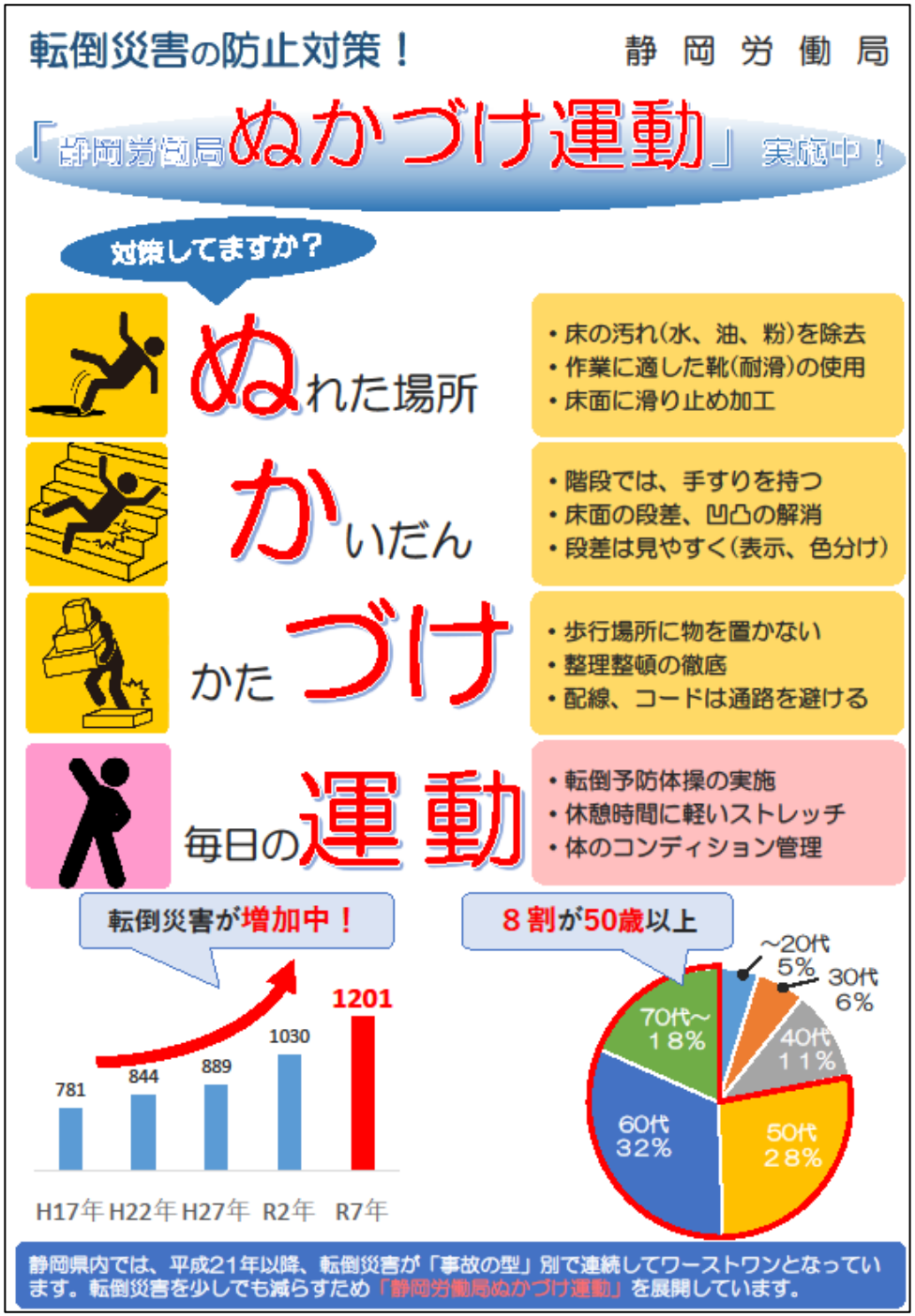
令和７年　死傷者数　計１２０１人



事故の型別死傷者数（各年８月末現在）

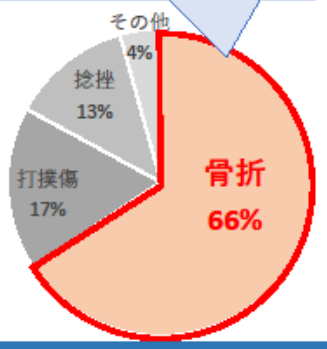


本日、配付しています。

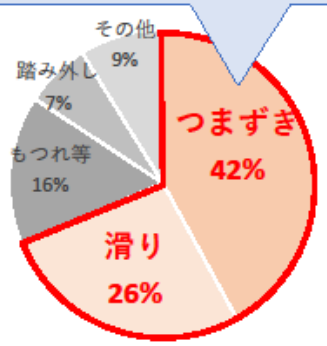

転倒災害の防止対策！
静 岡 労 働 局
「静岡労働局ぬかづけ運動」実施中！
対策してますか？
ぬれた場所
・床の汚れ(水、油、粉)を除去
・作業に適した靴(耐滑)の使用
・床面に滑り止め加工
かいだん
・階段では、手すりを持つ
・床面の段差、凹凸の解消
・段差は見やすく(表示、色分け)
かたづけ
・歩行場所に物を置かない
・整理整頓の徹底
・配線、コードは通路を避ける
毎日の運動
・転倒予防体操の実施
・休憩時間に軽いストレッチ
・体のコンディション管理
転倒災害が増加中！
781
844
889
1030
1201
H17年 H22年 H27年 R2年 R7年
8割が50歳以上
~20代 5%
30代 6%
40代 11%
50代 28%
60代 32%
70代~ 18%
静岡県内では、平成21年以降、転倒災害が「事故の型」別で連続してワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

静岡県内における令和７年の転倒災害発生状況

転倒で６６％が骨折



つまずきと滑りで６８％



労働者の転倒災害を防止しましょう！

「つまずき」による転倒災害の原因と対策

- □ 作業場、通路に放置された物につまずいて転倒
 - ➢ 物の置き場所を指定し、歩行場所には物を置かない
- □ 作業場、通路の凹凸につまづいて転倒
 - ➢ 敷地内の凹凸、陥没等を確認し解消する。未解消箇所は色塗りで「見える化」
- □ 作業場や通路のコードのつまづいて転倒
 - ➢ コード類は天井または壁際に配線し、歩行場所には這わせない

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- □ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等に滑って転倒
 - ➢ 床面の水、洗剤、油等はすぐに除去し、こぼれていることのない状態を維持する
- □ 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 - ➢ 雨天時に滑りやすい場所を確認し、床に防滑措置や吸水マットの設置を行う
- □ 水場（食品加工場など）で滑って転倒
 - ➢ 滑りにくい履き物を使用し、床には防滑床材や防滑グレーチングなどを導入する

転倒やケガをしにくい身体づくり

- □ 転倒・腰痛予防体操！「いきいき健康体操」
- □ 身体的能力のセルフチェック
- □ 毎日の健康のためにフレイル予防を心がけましょう！

いきいき健康体操　身体的能力セルフチェック

静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

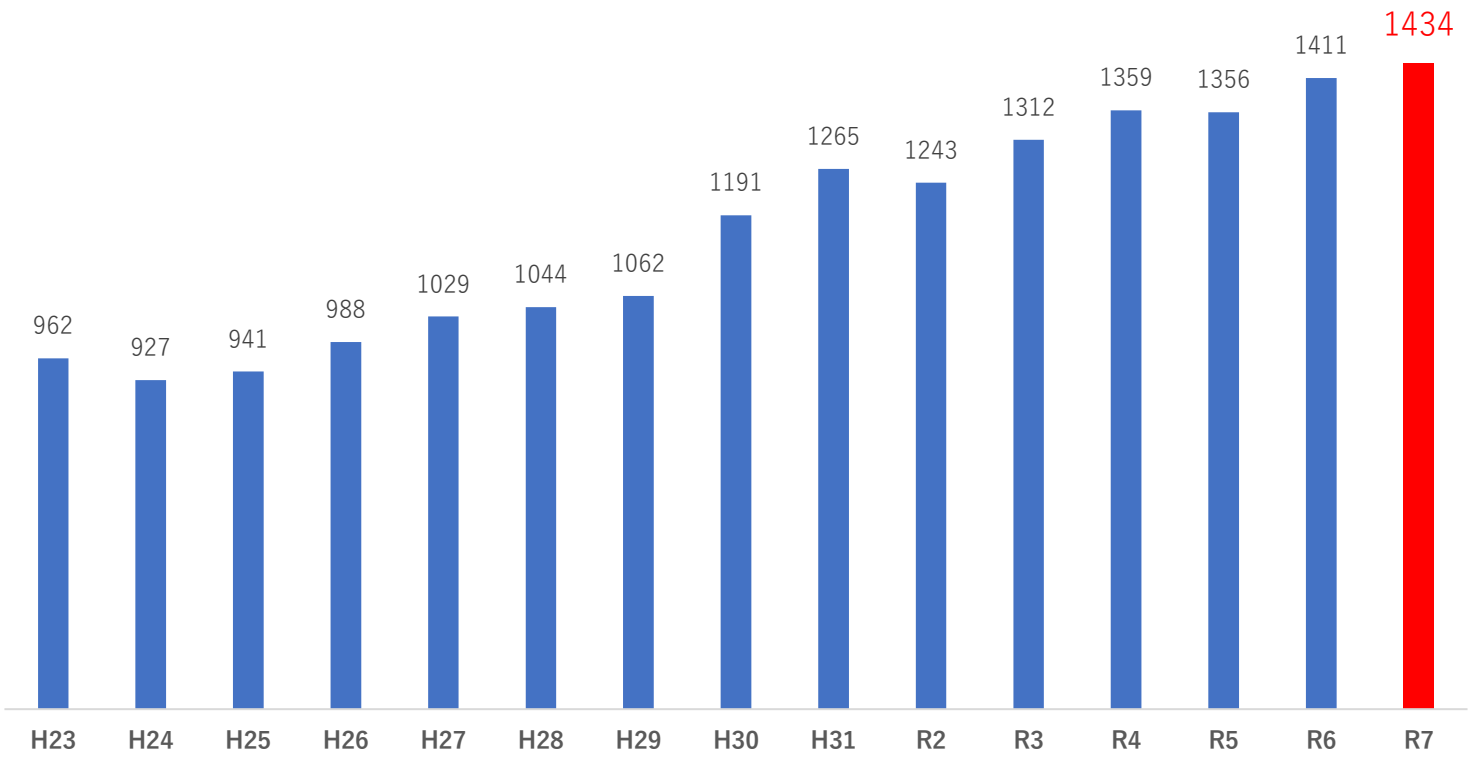
※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局労働基準部健康安全課　静岡市葵区追手町9-50　静岡地方合同庁舎3階　℡054-254-6314　【R8.7】

３　高年齢労働者の労働災害防止

高年齢労働者の死傷災害の推移（平成23年～令和７年）

令和７年　死傷者数　計１４３４人



高年齢労働者の労働災害防止

【高年齢労働者の労働災害防止のための措置（R8.4.1施行）】

高年齢労働者の労働災害防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

（労働安全衛生法第62条の2第1項）

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

（労働安全衛生法第62条の2第2項）

本日、配付しています。

事業者の皆さまへ　　エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

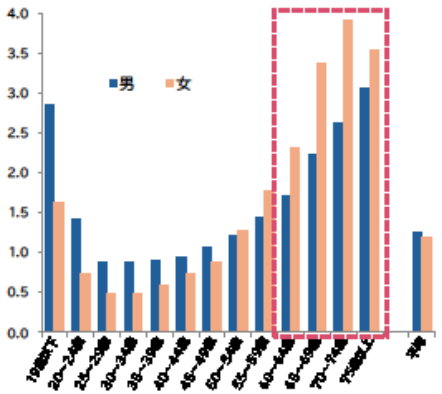
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

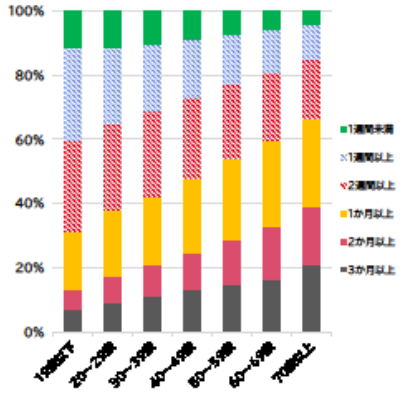
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、**労働災害の発生率が高く**、災害が起きた際の**休業期間が長い傾向**があります。



年齢層別労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）（R6）



年齢層別労働災害による休業見込み期間（R6）

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。**

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省 静岡労働局

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

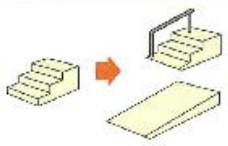
ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
		
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	空調服の導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないよう**十分**配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価セルフチェック表	全身持久力の評価方法	新体力テスト
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	スポーツ庁



4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- 管理監督者へは、高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生サポート事業

SAFEアワード

エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

エイジフレンドリー補助金

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- 1年以上事業を実施していること
- 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

R8.1

４　全国労働衛生週間の取組

本日、配付しています。

事業者の皆さまへ

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日［準備期間：9月1日～30日］

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生３管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主　唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会

協　賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」
https://kokoro.mhlw.go.jp/

治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」
https://chemiguide.mhlw.go.jp/



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4

■腰痛を防ぐ職場の好事例集
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）
https://safeconsortium.mhlw.go.jp/

高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top

労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

その他

■職場における熱中症予防情報
https://neccyusho.mhlw.go.jp/



■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

各事業場における事例発表

（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）

社会福祉法人　聖隷福祉事業団

テーマ：転倒・腰痛災害や高年齢労働者及び外国人労働者における労働災害に対する取組み

調査事項	
(1) 御社における労働災害発生状況	①：令和８年（１−５月）の災害発生状況 不休災害を含めた全ての死傷災害：　34 件 うち、休業４日以上の死傷災害：　3 件 ②：①の災害の特徴 ⅰ）災害の事故の型別件数（特に転倒災害の件数） 転倒　8 件　無理な動作　11 件　針刺し　3 件 利用者起因　12 件　切れ・こすれ　3 件 ⅱ）被災者の年代ごとの発生件数内訳（特に 50 代、60 代の割合） 20 代　7 件　30 代　4 件　40 代　10 件　50 代　6 件 60 代　9 件　70 代　1 件 ⅲ）外国人労働者の災害発生件数　0 件
(2) 令和６年～７年度に取り組んだ労働災害防止対策について（特に SAFE 協議会を通じて取り組んだ対策について）	①　取り組んだことで効果があったものとその事例 腰痛災害対策：障害者支援施設（定員 60 床）にて令和 2 年度よりノーリフトケアの取り組みを行ってきた。 ・床走行式リフト 6 台 ・共用トイレ全 8 室中 7 室に壁掛式または天井走行リフトを設置 ・浴室脱衣場全 2 室中 2 室に壁掛式リフトを設置 利用者の身体・生活環境アセスメントツールを作成し、移乗能力・生活環境場面ごとにふさわしい機器を選定。理学療法士やメーカー担当者による勉強会を開催。 取り組み開始当初はリフトを使用した移乗介助率は 40%台であったが現在は 90%台へ到達。 職員の腰痛アンケートにて腰痛ありと回答した人数 令和 2 年度：21 名　⇒　令和 7 年度：9 名へ減少 ②取り組んだが、効果が見込まれなかったものや課題となっている事例等について

	福祉用具を導入しただけでは職員の身体的負担は完全には取り除けない部分がある。福祉用具を正しく使用する知識や技術、姿勢を身に付けていく必要がある。
(3) 今後導入を検討している労働災害防止対策について	健康管理システムの導入。これまで健康診断結果は紙で届いたものをエクセル等へ入力して管理をしていたが、システムの導入により健診機関から届いた CSV データを取り込むだけとなり、業務の効率化が見込まれる。また PC があれば産業医・衛生管理者などが健診結果をいつでも共有することができ、職員の疾病予防や早期発見等につなげていきたいと考える。

【導入した機器】

スライドボード



スライドローラー



床走行式リフト



天井走行リフト





壁付リフト



各事業場における事例発表

（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）

社会福祉法人　静和会

令和8年度第1回静岡県介護施設SAFE協議会事例報告

（福）静和会　静岡グループ　丸子の里

静和会

腰痛予防対策事例報告
令和6年度～令和8年度現在



（福）静和会の概要と
静岡グループ（丸子の里）の衛生管理体制

静和会

●法人概要　（R8年9月1日現在）

- 法人設立：H元年　（1989年）
- 法人本部：静岡市駿河区丸子
- 事業所数：42（静岡市内 24　三島市内 18）
- 従業員数：586名（静岡 364名）
- 特徴：日常生活圏域単位　在宅サービス中心　地域貢献プロジェクト

●静岡グループの衛生管理体制

- 衛生管理委員会　毎月の経営会議において実施

 理事長、事務局、全事業所管理者　　各事業所看護職員も構成員

- 衛生委員会（2特養+R8年～本体デイ）　毎月実施

 各部署管理者or担当者、事務局、推進員

静岡グループ（丸子の里）労働災害件数

静岡グループ労働災害件数　（※休業４日以上）

	無理な動作・動作の反動 腰痛	転倒	転落	交通事故	その他	計
R６年	0	2（※１）	1	1	3	7
		特養１			特養１	特養2
R７年	2（※１）	0	0	4	4（※２）	10
	特養１			特養１	特養２	特養4
R８年（～６月）	2	0	0	2	1	5
	デイ２					特養0

↑

同一デイ（認知症型）

腰痛災害対策

腰痛災害対策の評価指標

- 労働災害発生件数
- **腰痛検診**有症状者数

※腰痛検診2回/年実施義務（6月、12月）

対象職員問診票記入　産業医が診断

有症状者割合　60%台で推移
R7年12月48%→R8年6月67%

- 職員の声

特養における腰痛災害対策

静和会

●働きやすい環境整備　介護負担の軽減

- 居室改修
- ベッド交換　自動体位変換「利楽」 超低床ベッド
 キャスターロック　4輪ロック→集中ロック
- 福祉用具　スライドボード「移座えもんシート」

●職員シフトの工夫　介護負担の分散

●セルフヘルスケアの推進

- 個人の健康目標掲示　強化月間の実践成果表彰
- 腰痛予防研修（外部講師、伝達講習 等）

環境整備　居室改修

4階本館浴室ドアを観音開き戸から引き戸へ

Before



After



4階本館　401号室　1人部屋

Before



After



環境整備　居室改修

静和会

4階本館・5階本館　居室出入口ドア取り替え

Before



After



4階5階本館　居室内のベッドの配置を川の字から四隅へ

プライバシー確保・職員介助動線の改善

Before



After



環境整備　ベッド交換

超低床ベッド



キャスター集中ロックシステム



セルフヘルスケア　腰痛アンケート

腰痛検診（R8年6月）結果→腰痛アンケート実施

●腰痛アンケートから見えたこと

腰痛を感じる場面

- 4階認知症フロア　見守りや介助中の利用者の急な動きに対応した時
- 5階は利用者数が多く身体的負担が高い
- 特養（機械浴）のストレッチャー搬送時
- 流し台での食器洗浄

⇩

環境整備、介護方法の検討、シフト調整で対応

（従来方法）

セルフヘルスケア　腰痛アンケート

静和会

●腰痛アンケートから見えたこと

- 福祉用具を使用しない人数＝使用する人数×2

「福祉用具を使ったほうがよいとわかっているが使わない」

「収納場所を知らない」

「使い方を知らない」

「自分にとって有効な器具かわからない」

「時間がない」

- 必ず福祉用具（「移座えもんシート」）を使うのは60歳代女性職員
 腰痛有症状はあるが仕事を続けていく意思がある人

「腰痛にならないように自分が気をつける」という意識をもってほしいが…

セルフヘルスケア　腰痛アンケート

●セルフヘルスケア 意識向上　衛生委員会の長年の課題

- 健康目標を立てても持続的に取り組まない人が一定数

- アンケート自由記載記載から

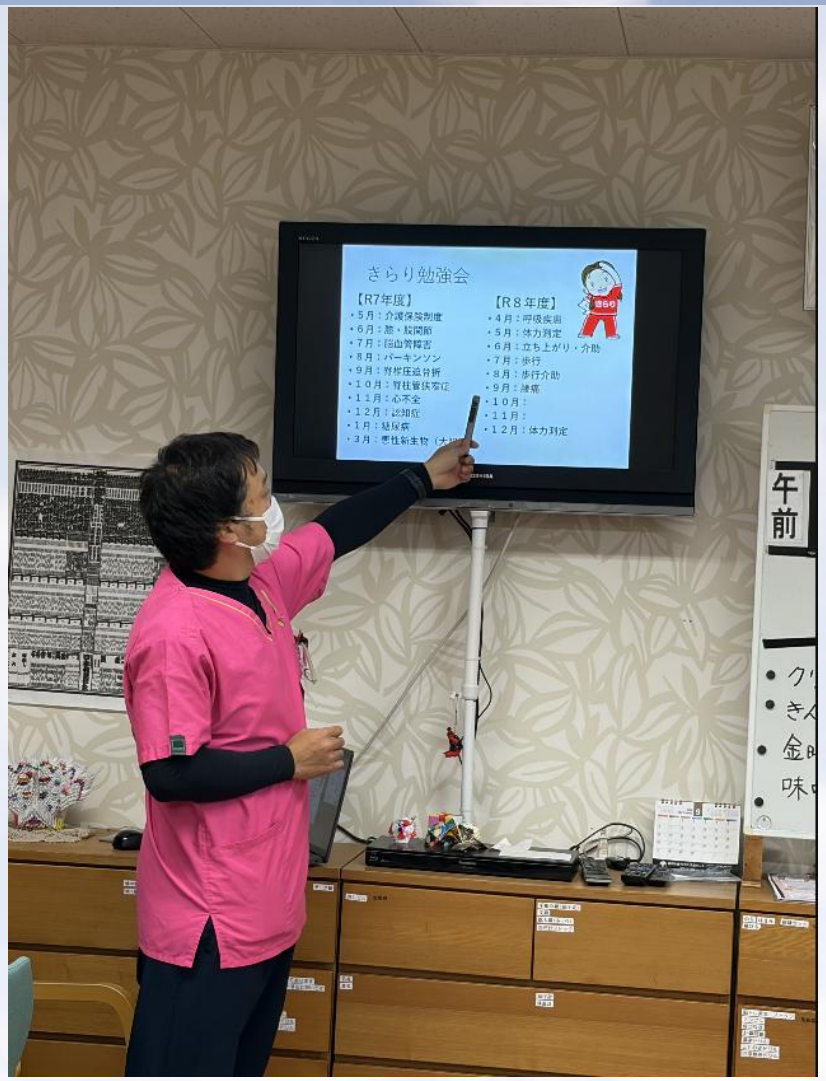
「**ストレッチや運動をやったほうがよいと思うがやらない**」

「時間がない」

「仕事の環境を整えてほしい」

<u>行動変容に至らない</u>

セルフヘルスケア　リハビリデイの取り組み





セルフヘルスケア　リハビリデイの取り組み

静和会

●リハビリ特化型デイサービスの取り組み

R7年～中途入職者向けに現利用者に必要な知識と介護技術を学ぶ勉強会
（講師は所属理学療法士）

↓

職員がセルフヘルスケアに関心　意識変容

R8年～理学療法士による職員の体力測定と個別メニュー作成

↓

職員が休み時間や勤務終了後に自主的にリハビリスペースで個別メニューに取り組むようになった！　行動変容

●専門職の継続的介入

個別の健康目標と実践方法策定、評価

セルフヘルスケア　リハビリデイの取り組み

静和会

体力測定

- 2ステップテスト
- 反復横跳び（20秒）
- 指床間距離（立位前屈）
- 片脚立位（閉眼）
- 握力
- マシンでの筋力測定（①レッグプレス②レッグエクステンション
 ③アブダクション④ローイング

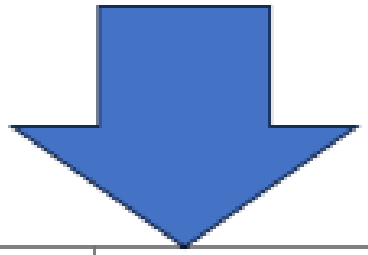
Aさん

日付	握力		指床間距離	2ステップ	最大筋力				反復横跳び	片足立位（閉眼）	
	右	左			マシン1	マシン2	マシン3	マシン4		右	左
R7.12.18	21.2	21.5	17.5	1.482	60	26	43		28	3.67	5.31

日付	握力		指床間距離	2ステップ	最大筋力				反復横跳び	片足立位（閉眼）	
	右	左			マシン1	マシン2	マシン3	マシン4		右	左
R8.5.14	24.7	23.1	18	1.555 55555	90	43	53	55	31	5.78	2.03

Bさん

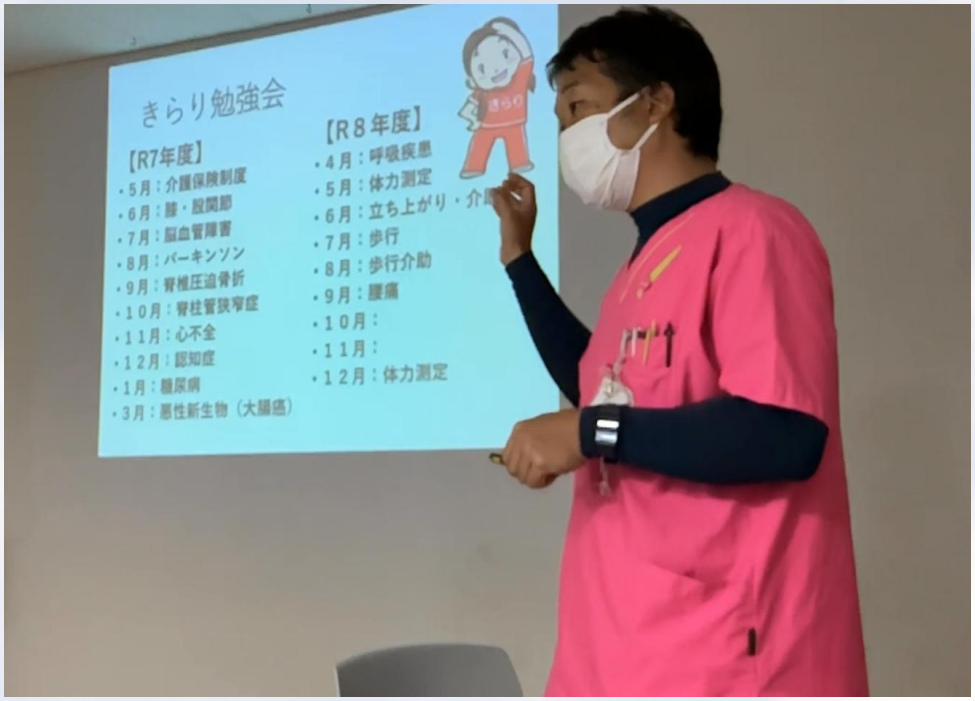
日付	握力		指床間距離	2ステップ	最大筋力				反復横跳び	片足立位（閉眼）	
	右	左			マシン1	マシン2	マシン3	マシン4		右	左
R7.12.18	21.5	21.9	7.5	1.48	144	47	46	71	30	4.89	4.68



日付	握力		指床間距離	2ステップ	最大筋力				反復横跳び	片足立位（閉眼）	
	右	左			マシン1	マシン2	マシン3	マシン4		右	左
R8.5.14	26	23.5	10	1.61688311	200	55	50	65	33	5.02	4.72

セルフヘルスケア　デイの取り組み導入

R8年8月の特養ミーティングにおいて実施





セルフヘルスケア　デイの取り組み導入

静和会



これからの特養における腰痛災害対策

静和会

●働きやすい環境整備　介護負担の軽減
- 居住スペースの改修
- 備品、物品の改善　ICT機器導入
- 福祉用具活用　**職員の個別性を踏まえて啓発、導入伴走**

●職員シフトの工夫　介護負担の分散

●セルフヘルスケアの推進
- 個人の健康目標掲示　強化月間の実践成果を表彰
- 腰痛予防研修（**内部PT**）**リハビリデイの取り組み導入**
- **職員個々の取り組みを支援する仕組みづくり　専門職の継続的な関り**